

文部科学省政策評価における事後評価・事前評価について

平成29年8月

大臣官房政策課

行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年6月29日法律第86号)第10条の規定に基づき、国の行政機関は、毎年度、政策評価を実施し、作成した評価書を総務大臣へ送付するとともに、公表する必要がある。

(1)事後評価(平成28年度までの実績)

○文部科学省の43施策目標のうち、平成28年度までの実績を踏まえて事後評価を行うこととされている6施策について評価。

○評価は「政策評価に関する有識者会議」に諮った上で、6施策全て「相当程度進展あり」(5段階中3番目)としている。

施策目標1-2 生涯を通じた学習機会の拡大

施策目標11-3 我が国の国際競技力の向上

施策目標2-3 青少年の健全育成

施策目標12-1 芸術文化の振興

施策目標9-1 未来社会を見据えた先端基盤技術の強化

施策目標13-1 国際交流の推進

(2)事前評価(平成30年度新規・拡充事業、税制改正要望)

①新規・拡充事業に関する事前評価

○平成30年度予算において新規又は拡充を予定している研究開発事業のうち、事前評価を行うこととされている総額10億円以上を要することが見込まれる事業6件(全て新規)について評価。

○評価は「科学技術・学術審議会」において実施し、6件全て必要性、有効性及び効率性等が認められるとしている。

・次世代放射光施設の推進

・ゲノム研究バイオバンク事業

・Society5.0 実現化研究拠点支援事業

・戦略的国際脳科学研究の推進

・光・量子飛躍フラッグシッププログラム

・北極域研究船の建造

②税制改正要望に関する事前評価

○事前評価を行うこととされている法人税・法人事業税・法人住民税に関する租税特別措置等2件について評価

○評価は「政策評価に関する有識者会議」に諮った上で、2件とも必要性、有効性、相当性等が認められるとしている。

・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた税制上の所要の措置

・2019年ラグビーワールドカップ大会の開催に向けた税制上の所要の措置